

新型コロナウイルス感染拡大に伴う水道料金の減免について

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大が、一般家庭や事業者に影響を及ぼしている状況を踏まえ、生活支援や経済的負担の軽減を目的として、水道料金を減免する。

2 対象者

給水契約者（官公署等を除く） 約 45,000 件

3 減免の内容

水道料金のうち基本料金の 50%
（この減免に伴う申請手続は不要）

4 減免の対象期間

令和 2 年 8 月検針分又は 9 月検針分から 2 調定（4 か月）分

対象範囲※ 1	検針月	減免対象期間※ 2
主に市内北部の方	8 月	6 月・7 月分の基本料金の 1 / 2 減免
	10 月	8 月・9 月分の基本料金の 1 / 2 減免
主に市内南部の方	9 月	7 月・8 月分の基本料金の 1 / 2 減免
	11 月	9 月・10 月分の基本料金の 1 / 2 減免

※ 1 居住する地域によって、異なる場合がある

※ 2 検針日によって、対象期間に差が生じる場合がある

5 減免の金額（見込み）

減免に伴う費用 109,400 千円（税込）

【財源内訳】 地方創生臨時交付金（1/2）：54,700 千円（一般会計より繰出）
八潮市上水道事業会計（1/2）：54,700 千円

※参考：口径別減免金額（1 請求（2 か月分）当たり）（税込）

	基本料金	減免金額
口径 13 mm	1,760 円	880 円
口径 20 mm	2,750 円	1,375 円
口径 25 mm	3,740 円	1,870 円

6 今後のスケジュール

- 8 月 12 日 市ホームページ、840 メールにてお知らせ
- 8 月 21 日 「水道だより No.66」に記事掲載
- 9 月 10 日 広報やしお 9 月号に記事掲載

水道部経営課
担当 東 内線 458